○海上保安庁告示第六号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年一月二十六日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL 74　まつしま」を「PL 74　まつしま
PL 75　わかさ
PL 76　さど」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年二月二十六日から施行する。

○東北地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十六日　東北地方整備局長　縄田　正

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県岩瀬郡鏡石町大池一四五番一から同町蒲之沢町四〇二番一まで	前	三〇・〇〇～六四・五三メートル	〇・四三一キロメートル
	後	三〇・〇〇～八五・六二メートル	〇・四三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	福島県岩瀬郡鏡石町大池一四五番一から同町蒲之沢町四〇二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十六日

○関東地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇都宮市雀の宮四丁目七四六番五から同市雀の宮二丁目七五五番三まで	前	一三・七三～三四・七八メートル	〇・一四七キロメートル
	後	一七・九九～三四・七八メートル	〇・一四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	宇都宮市雀の宮六丁目六四六番三から同市雀の宮二丁目七六三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十六日

○関東地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百二十八号線
三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都世田谷区宮坂一丁目及び宮坂二丁目地内
　使用の部分　東京都世田谷区宮坂二丁目地内

○関東地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　西東京都市計画道路事業三・四・九号保谷東村山線
三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東京都西東京市中町六丁目、保谷町一丁目、六丁目及び五丁目、泉町一丁目並びに北原町一丁目及び二丁目地内
　使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　名古屋都市計画道路事業三・四・三百十号伏見町線
三　事業施行期間　自平成二十七年一月二十六日至平成四十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　愛知県清須市西枇杷島町住吉、西枇杷島町日の出、西枇杷島町下砂入、西枇杷島町日之出一丁目、西枇杷島町橋詰、西枇杷島町問屋及び西枇杷島町南問屋地内
　使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	呉市安浦町三津口一丁目四一四番一から同市安浦町三津口一丁目四三一番四まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年一月二十六日